



「IT革命を推進するための電気通信事業における 競争政策の在り方」に関する意見

平成12年9月19日
株式会社NTTドコモ

目次

- 1 .はじめに
- 2 .各論
 - (1) ネットワーク構造と電気通信事業の将来像
 - (2) 競争政策の基本的枠組み
 - (3) NTTグループの位置づけと公正競争の確保
 - (4) ユニバーサルサービスの確保
 - (5) 通信主権等の確保
 - (6) 電気通信事業における研究開発体制の在り方
 - (7) 利用者利益の確保方策

はじめに

- 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策のあり方」について意見聴取の機会をいただき、厚く御礼を申し上げます。
- つきましては、弊社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

(1) ネットワーク構造と電気通信事業の将来像(1/2)

- 移动通信の急激な普及については、各種規制緩和政策をベースに、事業者として、多様なサービスの提供、料金の多様化・低廉化、高度な技術革新等さまざまな取り組みを行った結果と捉えており、こうした市場の拡大は、ビジネス活動は勿論のこと、個人のライフスタイルをも大きく変化させ、さらに、21世紀には移动通信が社会・経済・産業のあらゆる局面に浸透し、その発展に寄与していくものと考えます。
- こうした状況の中、IT革命の牽引役として移动通信事業者の役割は重要であり、弊社においても一層の成長を促し、利用者の豊かな生活の実現と産業の活性化を目指していきたいと考えます。

(1) ネットワーク構造と電気通信事業の将来像(2/2)

- 具体的には国際通信電気連合(ITU)で標準化された第三代移动通信システム(IMT-2000)導入をはじめ、ネットワーク・ゲートウェイ機能の高度化により、高度かつ多様なコンテンツ・アプリケーションの提供を図り、モバイルマルチメディアの推進に努めていきたいと考えます。そのためには、現在の「音声伝送」「データ伝送」の役割区分ならびに両者の収支分計の廃止について検討していただきたいと考えます。
- 社会生活・産業経済のあらゆる分野でのIT革命を推進するには、電気通信事業全体のグローバルな事業展開、国際競争力の確保が必要であることは異論のないところであり、弊社としてもIMT-2000並びにモバイルマルチメディアサービスの海外展開に向け、資本提携や技術提携を積極的に推進していく考えです。
- また、IMT-2000の展開を踏まえ、国際間で取り決めの枠組みが決定している国際ローミングにおける協定認可申請基準の緩和をご検討いただきたいと考えます。

(2) 競争政策の基本的枠組み(1/4)

- 昭和60年のNTT民営化以降、参入規制や料金規制の緩和、接続ルールの整備を始めとして、制度改革や技術革新の進展を背景に、移動通信においても事業者の創意工夫によるユ・ザ料金の多様化・低廉化、サービスの多様化が図られ、有効で公正な競争が進展しているものと認識しております。
- 日米規制対話報告(H12.7)において言及されているとおり、本年度の接続ルールの見直しの検討において、弊社を「指定電気通信事業者」とするか否かの決定をする予定になっています。本検討において、いわゆるボトルネック設備、支配的事業者の定義を明確化する必要があると考えます。

(2) 競争政策の基本的枠組み(2 / 4)

- 接続にあたってのボトルネック設備とは、他事業者が参入しようとしても莫大なコストや時間がかかるなど、新規参入が困難であることから、特定の事業者と接続せざるをえない状況にある設備を規定していると理解しています。いわば、新規参入の困難性と代替性により規定しているものであると考えます。
- 移動通信事業における設備のボトルネック性については、他の移動通信事業者も市場に複数参入し、同様に設備構築しており、エリアカバーも同等であること、その意味で設備の代替性が高いことを考慮すると、地域網と同一の扱いは無理があり、ボトルネック性は存在しないと理解しています。

(2) 競争政策の基本的枠組み(3 / 4)

- また、支配的事業者の判定にあたり、市場シェアも1つの要素ではありますが、移動通信事業においては競争が激しく、市場シェアは常に変動しています。

したがって、市場シェアの高い地位を利用して、公正な競争を阻害しているか否かの判断が大きなポイントであり、当該事実関係の判断に当たっては、公正かつ客観的に行っていくべきものと考えます。

(2) 競争政策の基本的枠組み(4 / 4)

- そもそも「指定電気通信事業者制」といういわゆる事前規制のしくみが、移動通信事業のように競争が進展している分野には必ずしも馴染まないものと考えます。米国等多くの主要国においても、移動通信にこのような規制は適用していません。独禁法の理念と同様、不公正な競争等の事実が生じた場合に的確に対処するしくみ、そのための紛争裁定機能の強化が必要と考えます。

(3) NTTグループの位置付けと公正競争の確保

- 弊社がNTTから分社するに当たり、公正競争条件が整理され、現在に至るまで遵守してきたところです。従って、弊社は他の電気通信事業者と同等に位置づけられており、公正競争条件の確保は実現されていると考えます。

(4) ユニバーサルサービスの確保

- 現在、NTT地域会社のみ規定しているユニバーサルサービスの範囲について、携帯電話にも拡大する見解に対しては、携帯電話の持つ特質を十分考慮すべきと考えます。
- つまり、過疎地等を含め全てのエリアで使えるという安定的提供のために莫大なコストがさらに必要となること、競争の進展に伴い、事業者もしくは地域毎に料金格差が生じていること、また、諸外国においても適用している例がないことを考慮すると、携帯電話はユニバーサルサービスとしては馴染まないものと考えます。なお、過疎地等への通話のために、弊社では衛星電話サービスを提供しています。

(5) 通信主権等の確保

- IT革命を推進するにあたり、ハッカー・サイバーテロ対策等のネットワークセキュリティの確保は必要不可欠ですが、通信主権に配慮することとともに事業者負担が過大とならないよう配慮することが必要と考えます。

(6) 電気通信事業における研究開発体制の在り方

- 移動通信分野の研究開発については、弊社でも実施しているところですが、NTTの研究成果について、弊社としても取り入れ反映することで、移動通信の発展に寄与しているところです。

(7) 利用者利益の確保方策

- 利用者からの電気通信に関する苦情等への対応については、基本は事業者が責任をもって対応しつつ、CS活動を一層強化していくべきと考えます。
- 電子商取引を消費者がより安全に利用できるためのルール整備、消費者保護のための法案整備は必要と考えています。